

【第1号報告】

令和5年度事業計画

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

令和2年1月に国内最初の新型コロナウイルス感染者が確認され、またたく間に世界中へ拡散し、国内外の社会経済に大きな影響を与えた新型コロナウイルス禍は、令和5年初頭から感染者数が徐々に減少に向かい、マスクの着用規制の緩和、感染症法上の位置づけが2類から5類に移行されるなど、徐々に社会経済活動はコロナ前の状況へ戻りつつあります。

一方で、バス事業においてはこれまでの懸命な努力にもかかわらず、依然、需要はコロナ前の水準には回復していない状況にあり、昨年2月のロシアのウクライナへの軍事侵攻による原油・ガス等の資源価格、その他物価の高騰の影響は、コロナ禍収束の兆しが見え始める中、経営を圧迫させる懸念材料となっており、引き続き厳しい事業環境であることに変わりありません。

こうした状況下にあってもバス事業は、地域住民の生活交通を支える交通インフラとして、また国が推進する観光施策に欠かせない役割を担う事業として、加えて、急速な少子・高齢化社会の進展と脱炭素社会重視の時代を迎え、その役割は益々重要なものとなっています。

業界は厳しい経営環境の中にあっても、バスを取り巻く状況の変化に適切に対応し、地方バス路線維持対策、安全輸送対策、環境対策、交通バリアフリー対策、インバウンドの振興等、多くの課題に取り組んでいかなければなりません。

特に安定した運行の確保に支障を来すこととなる「乗務員不足への対応」は、緊急の課題となっており、令和6年度（2024年度）から適用となる労働時間対策（働き方改革）と併せ、業界として最重要課題の一つとして取り組んでいかなければなりません。

また、昨年はバス事故が社会で大きく取り上げられました。すべての事業者が、最大のサービスである「安全・安心」を最優先に、運輸安全マネジメントの定着、事故防止対策等に業界挙げて取り組んでいくことも重要となっています。特に、貸切バスについては、新運賃・料金が発足し9年が経過しようとしています。これは安全で安定したバス輸送サービスの提供に不可欠のものであり、この新運賃・料金制度を引き続き定着させ、適正運賃を収受していくことが重要な課題となっています。貸切バス事業者自身が順守することはもちろん、引き続き旅行者、地方自治体等の利用者に対しこの制度の内容、趣旨をよく理解してもらうことが重要となっています。

当バス協会としましては、このような諸課題を踏まえ、バス業界の発展を図るため、令和5年度には、次の事項を重点として、会員各位とともに積極的に取り組むこととします。

(1) バス事業の交通安全対策に関する事業

① 各種診断・検査等の受診費用の負担

バス事業者が行うバス運転者の初任診断、適齢診断、一般診断の受診や睡眠時無呼吸症候群（SAS）や脳疾患（脳ドッグ）等健康状態に起因する事故等を未然に防止するため、「SAS検診」や「脳健診」等の促進を図るとともに、運転者の健康管理の充実に努めます。

② 各種講習・研修等への参加費用負担

運行管理者基礎講習、一般講習、安全マネジメント講習及び交通安全研修所等での運転実技研修等の受講促進を図るため、参加費用を負担します。

③ 交通安全対策に関する啓発事業

バス事故の3割を占める車内事故防止を推進するため、利用者に対する「ゆとり乗降」「シートベルトの着用」、停留所における「バス発進時優先ルール」の啓発活動及び運転者に対する「ゆとり運転」による安全運行の徹底を図ることを目的としたキャンペーンを実施します。

春・秋の全国交通安全運動や、夏・冬の県民交通安全運動、年末・年始の安全総点検等各種の交通安全運動に積極的に参加し、事故防止に努めます。

また、輸送の安全を図るため、事故防止委員会（4月、6月、9月、12月、3月の年5回）を開催し安全確保に努めます。

※「4月」は令和5年度が統一地方選挙年度のため、繰り下げ実施するもの。

会員事業者に対して「飲酒運転防止対策マニュアル」、「事業用自動車の運転者の健康マニュアル」、「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル」、「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」に基づき安全対策が図られる様に啓発活動に努めます。

④ 各種講座セミナー開催

中部バス協会と合同で、運行管理者向けに安全に関する講座や事故防止のための事故防止対策セミナー（2回予定）、運転者不足の改善を目的としたバスドライバーの採用に関する就職説明会等を開催いたします。

(2) バス事業に係るサービスの改善及び向上に関する事業

① 各種助成

安全運行に必要な用具、アルコール検知器、ステップ台や車内搭載救急箱、感染防止対策グッズ等の購入費用及び適正化実施機関負担金（令和5年度新規助成項目）を助成いたします。

② バスの利用促進等に関する啓発事業

バスの日（9月20日）には、広く一般にバスへの親しみとバス事業の理解を深め

てもらうため、積極的に参加し広報します。また、自治体等が実施する乗物フェアー等イベントに参画し、地域住民にバスに触れ親しんでもらい、地域住民の皆様に利用していただけるように啓発に努めます。

さらに、岐阜県、県内各市町で開催する地域公共交通会議等に参加し、各地域の事業実態等を把握し、バス利用促進が図られるように意見・要望を述べていきます。

③ 貸切バス事業者安全性評価認定制度

貸切バス事業者安全性評価認定制度が平成23年度から開始され12年が経ち、多くの利用者や旅行会社に貸切バス認定制度が広く知られ評価されるようになりました。今後もこの制度の普及を図り、認定の取得を促進してまいります。

(3) バス事業の公害対策等に関する事業

① 人と環境にやさしいバス普及のための助成

平成18年12月に施行されたバリアフリー新法に基づき、「移動円滑化基準」に適合したバス車両への代替促進と併せて、国の認定した標準仕様ノンステップバス、リフト付きバス等の普及促進を図ります。また、脱炭素社会への対応としてEVバスCNGバス（改造含む）、ハイブリッドバス等の導入に対する国の助成制度、運輸事業振興助成交付金による助成制度をはじめ、各種助成制度の周知及び活用により、低公害車の普及を促進します。

② 公害対策等に関する啓発事業

地球温暖化ガスの削減及び大気汚染の改善に資するため、「環境対策を強化する月間」を継続して実施するとともに国の「ディーゼル黒煙クリーンキャンペーン」に基づき、積極的に「エコドライブ推進運動」を展開します。

(4) バス事業者の共同利用に供する施設の設置又は運営に関する事業

バス事業者が行う共同利用に供する施設の設置等や運営に対して助成していきます。（※5年度：岐阜県における対象事業なし）

(5) バス事業者の経営の安定化に寄与する事業

バス事業者の経営安定を目的として、運輸事業振興助成交付金の基金を活用して融資斡旋・利子補給事業を実施します。

(6) バス事業者によって構成される全国法人への出損事業

バス輸送改善推進事業の一層の拡充を図るため、公益社団法人日本バス協会へ中央出損金事業としての負担金を支出します。